

## 経過的児童デイサービス事業の取扱いについて

社会保障審議会障害者部会報告を踏まえ、平成21年度以降の取扱いにつき、以下の整理としたところ。

1. 児童デイサービス費(Ⅱ)について、平成21年度以降も引き続き算定を可能とした。

2. 平成21年度報酬改定に係る主な改正点について

① サービス管理責任者の配置を基本報酬において評価

※サービス管理責任者を配置していない場合は、所定単位の100分の70の単位数となる。

② 指導員又は保育士を加配している場合に報酬において評価

【参考】 児童デイサービス費(Ⅱ)(1日あたり)

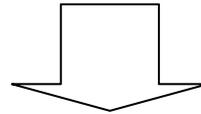
平均利用者1日	(改正前)		→	(改正後)		指導員配置加算
	人数	基本報酬		人数	基本報酬	
10人以下	10人以下	407単位		定員10人以下	689単位	193単位
11~20人	11~20人	283単位		11~20人	465単位	129単位
21人以上	21人以上	231単位		21人以上	349単位	77単位

### 指定基準

※ 平成18年9月30日以前から児童デイサービス事業を実施している事業所については、指定基準附則第5条又は第6条において、当分の間①サービス管理責任者を置かないことができること②直接処遇職員の配置基準15:2を満たすことで足りること、としているところであるが、これについての変更はない。

## 参考 就学児童を対象に新規に児童デイサービス事業を実施する場合（平成18年10月以降）

平成18年10月以降、新規に就学児童を対象とする児童デイサービス事業（児童デイサービス費（Ⅱ））を実施するにあたっては当該児童デイサービス事業が経過的事業であることを踏まえ、指定につき各都道府県で判断されてきたところ。



今般の社会保障審議会障害者部会報告を踏まえ、放課後型児童デイサービス事業創設までの間（平成24年3月まで（予定））において、単なる居場所としてではなく、子どもの発達に必要な訓練や指導など療育的な事業については、児童デイサービス事業で実施することとする。（新規も同様）

→ 指定要件は現行と変わらず

### <指定基準>

指導員又は保育士 10人つき2人（10人を超え5人毎に1人）  
サービス管理責任者  
管理者

### 参考 社会保障審議会障害者部会報告

「現在の経過的事業な児童デイサービスや日中一時支援事業について、放課後や夏休み等における居場所の確保等が求められていること等を踏まえ、単なる居場所としてではなく、子どもの発達に必要な訓練や指導など療育的な事業を実施することとすべきである。」

## 児童デイサービス費に係る「平均利用人員」から「利用定員」への変更について

児童デイサービスは、前年度「平均利用人員」により報酬単価区分を算定しているため、定員を超えた受入が翌年度の報酬単価区分に影響する仕組みとなっているところ。このため、「利用定員」とすることで、定員を超えた受入により、利用率の向上を可能するものである。

- 午前クラスと午後クラスに時間帯を分けて児童デイサービスを実施しているケースの取扱いは以下のとおり

報酬単価区分

【現行】

午前クラスと午後クラスの合計平均利用人員で算定

【H21.4.1以降】

午前クラスと午後クラスの合計定員で算定

例



午前クラス

定員 5名



午後クラス

定員 10名

【改正後】

午前クラス5名と午後クラス10名を合算した15名が報酬上の定員



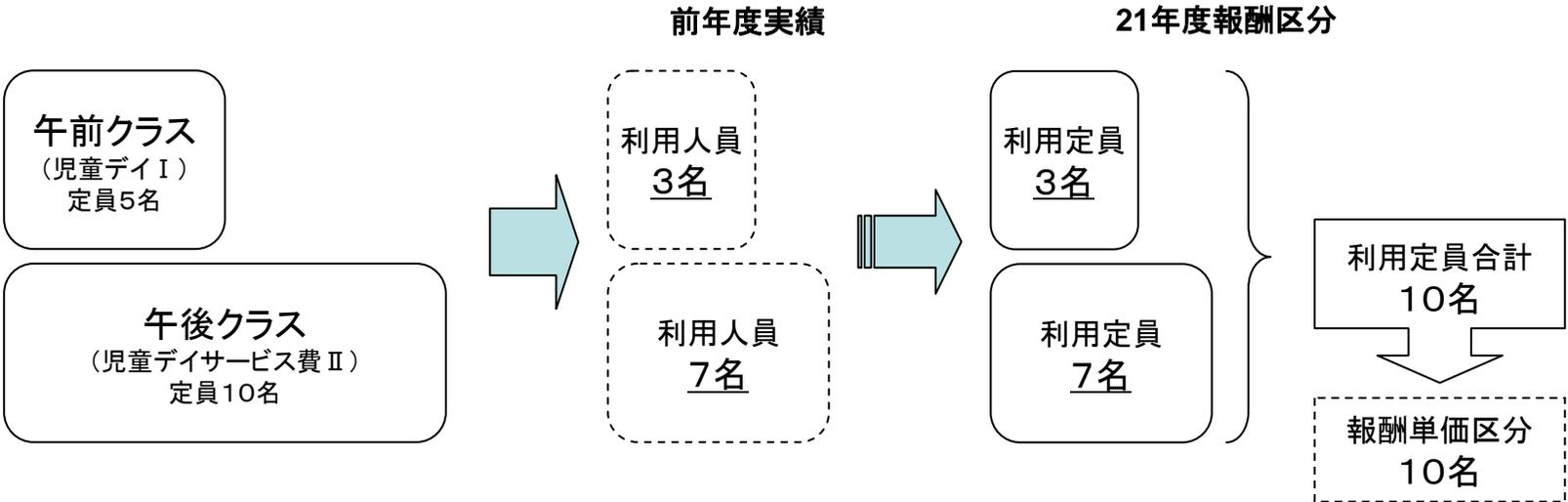
報酬単価区分 11人～20人

<留意事項>

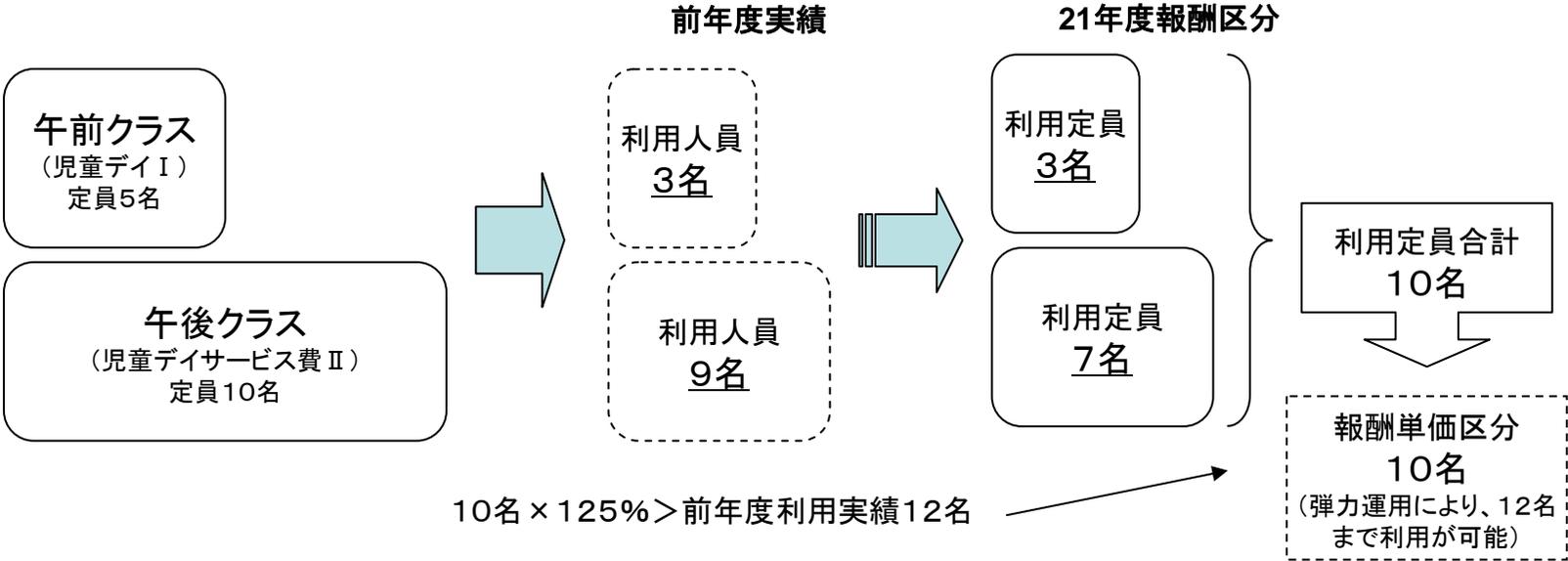
- ① 新たな報酬単価区分の設定(クラス定員の合算)にあたっては、前年度利用人員や定員を超えた受入を可能としていることを考慮すること。 → 例1, 2参照
- ② 曜日によりクラスが異なる場合においては、1週間を平均する等も可能とする。(定員の設定根拠を明らかにしておくこと。) → 例3参照
- ③ 減算等の扱いはあくまで単位(クラス)毎である。

# 具体的な取扱い例

## 【例 1】



## 【例 2】



【例 3】



前年度実績

現行報酬単価区分

クラス定員の合算

21年度報酬区分

